

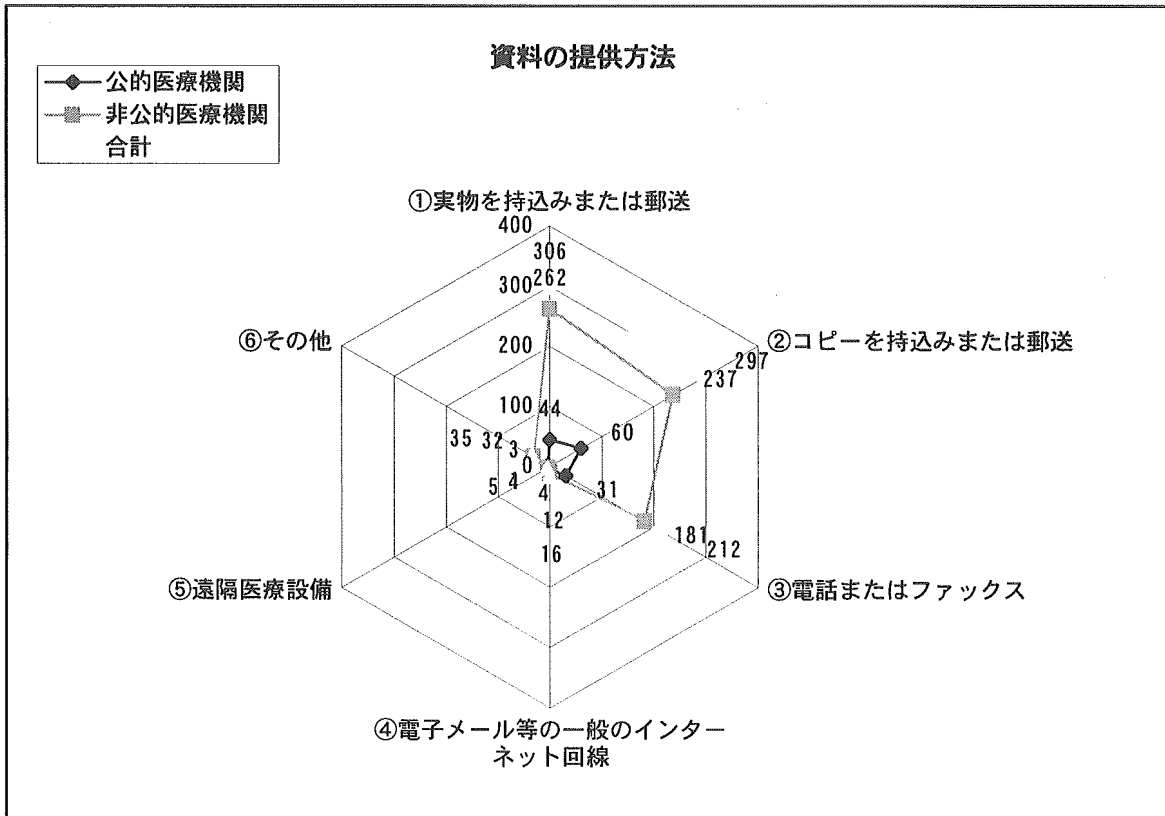
問い10-1-4

それらの資料はどのような方法で提供・交換していますか

表29

①実物を持ち込みまたは郵送	②コピーを持ち込みまたは郵送	③電話またはファックス	④電子メール等の一般のインターネット回線	⑤遠隔医療設備	⑥その他	有効回答数	備考
44 (56%)	60 (76%)	31 (39%)	4 (5%)	1 (1%)	3 (4%)	79	公的医療機関
262 (66%)	237 (59%)	181 (45%)	12 (3%)	4 (1%)	32 (8%)	400	非公的医療機関
306 (64%)	297 (62%)	212 (44%)	16 (3%)	5 (1%)	35 (7%)	479	合計

図29



⑥その他の内容

医療情報提供者に記入
家族に手渡し
画像伝送（一医療機関のみ）
患者さん本人持参
患者に持たせる
患者に渡す
患者自身に持たせる
実物又はコピーを本人渡し
手紙
書面に郵送
紹介状
内容を要記し書面にて持込みの郵送
封筒に入れ患者に持たせる
文章
本人から他機関へ文書で
本人に交付
FAXと患者さんへ手渡し

問10-2-1

患者の個人情報を、学術研究のために提供または利用する場合
過去3年間に、研究目的のために、患者の医療情報を、提供または利用したことがありますか

表30

①個人が識別できない状態で提供または利用したことがある	②個人が識別できる状態で提供または利用したことがある	③いずれの形でも、提供または利用したことはない	有効回答数	備考
53	10	11	74	公的医療機関
169	23	232	424	非公的医療機関
222	33	243	498	合計

図30-1

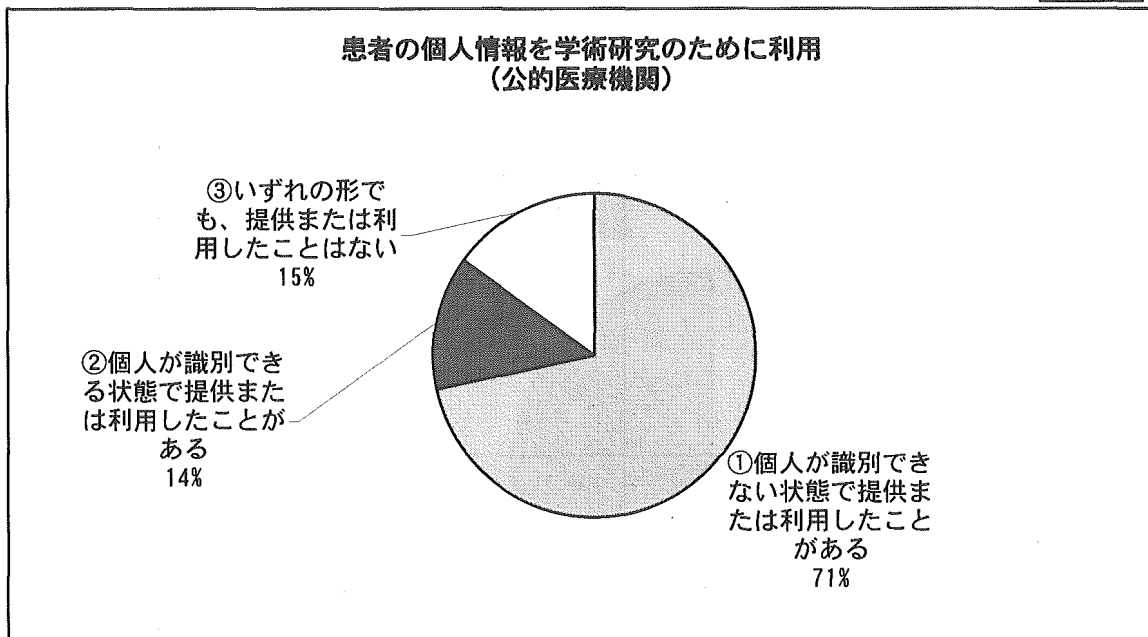
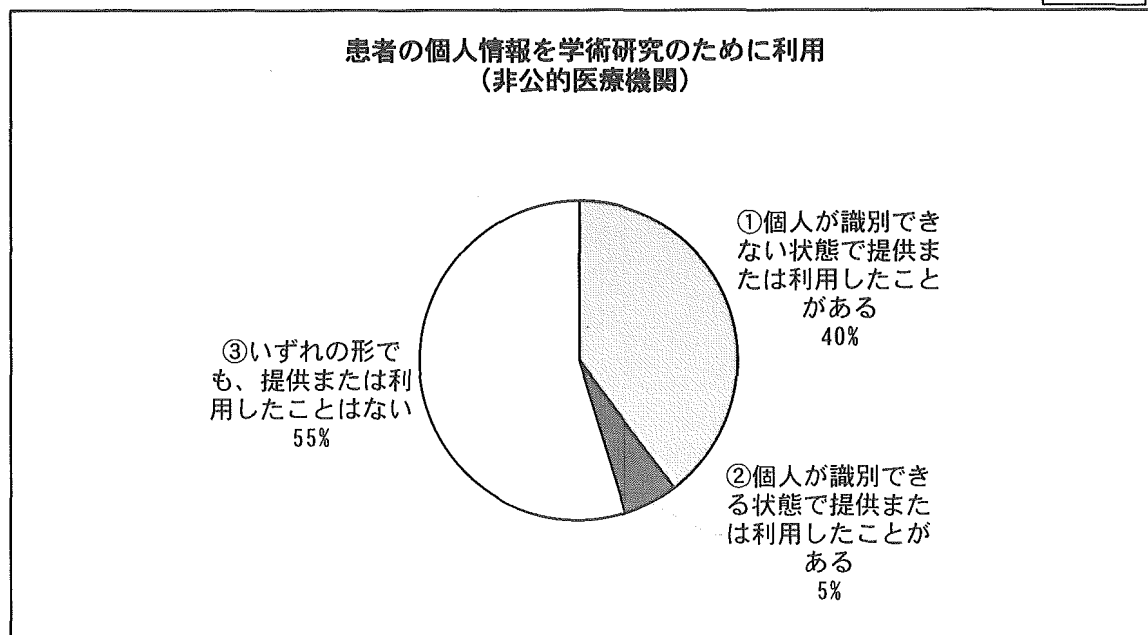


図30-2



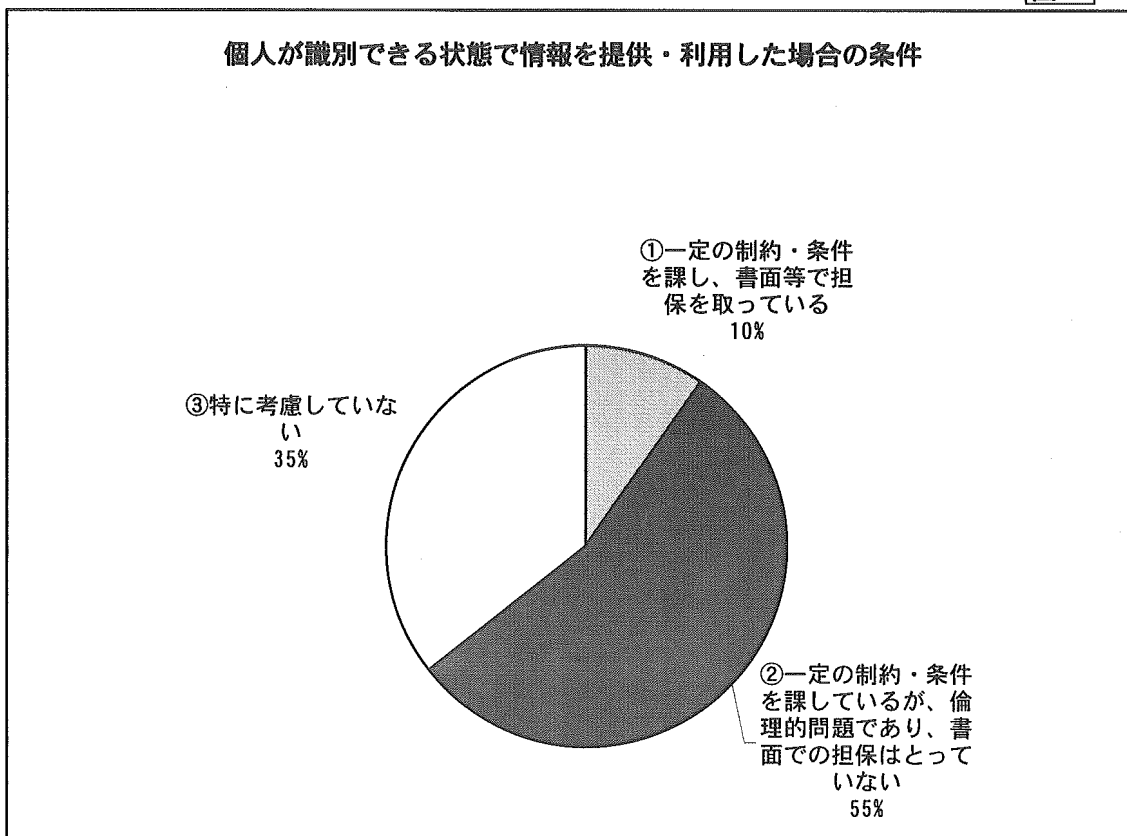
問い10-2-2

問い10-2-1で「②個人が識別できる状態で提供または利用したことがある」と回答した場合、病院として何らかの制約、条件を課していますか

表31

①一定の制約・条件を課し、書面等で担保を取っている	②一定の制約・条件を課しているが、倫理的問題であり、書面での担保はとっていない	③特に考慮していない	有効回答数	備考
3	17	11	31	合計

図31



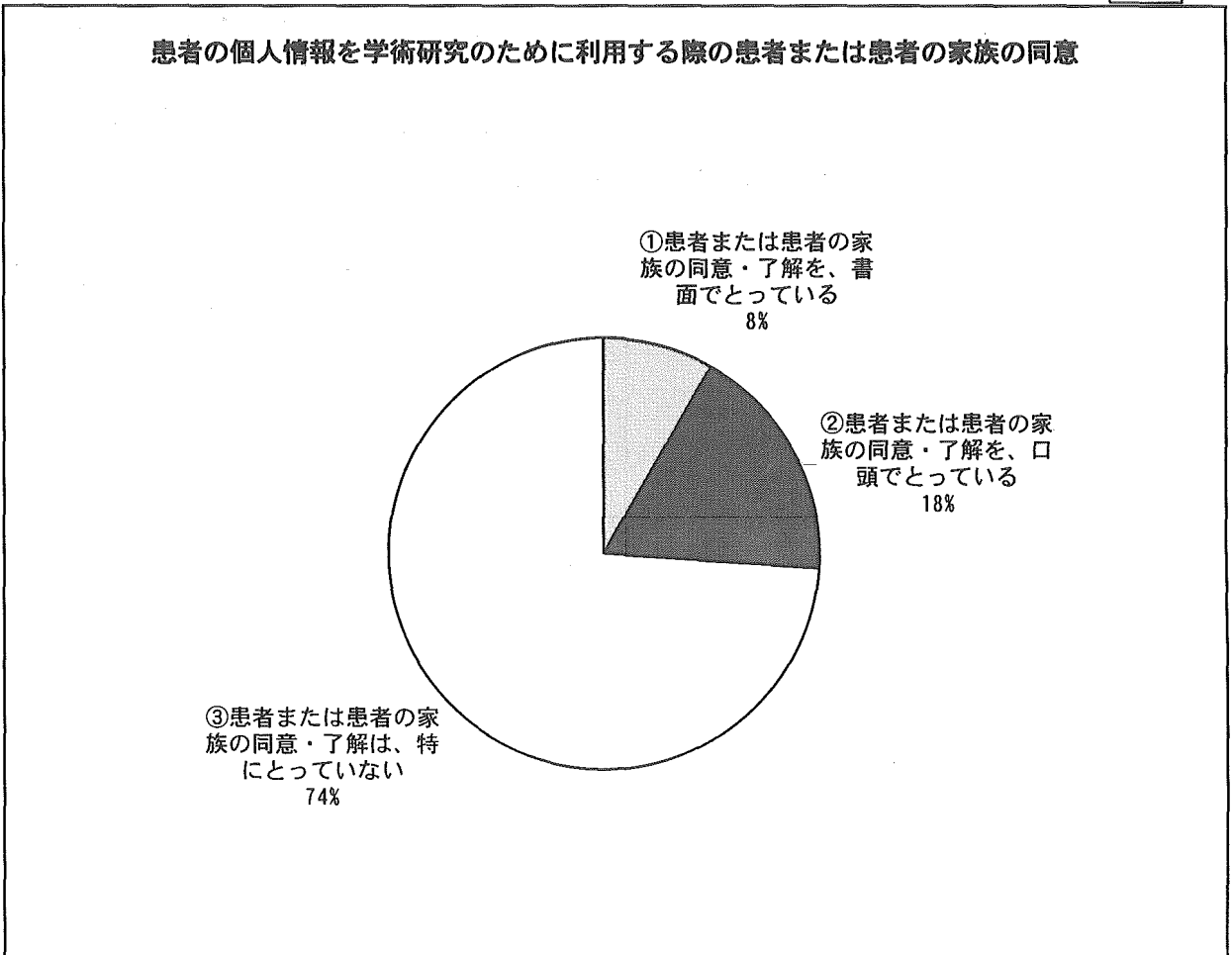
問10-2-3

問10-2-1で、「①個人が識別できない状態で提供または利用したことがある」または「②個人が識別できる状態で提供または利用したことがある」と回答した場合、患者または患者の家族の同意・了解をとりましたか

表32

同意の取り方	①患者または患者の家族の同意・了解を、書面でとっている	②患者または患者の家族の同意・了解を、口頭でとっている	③患者または患者の家族の同意・了解は、特にとっていない	有効回答数
医療機関数	21	45	186	252

図32



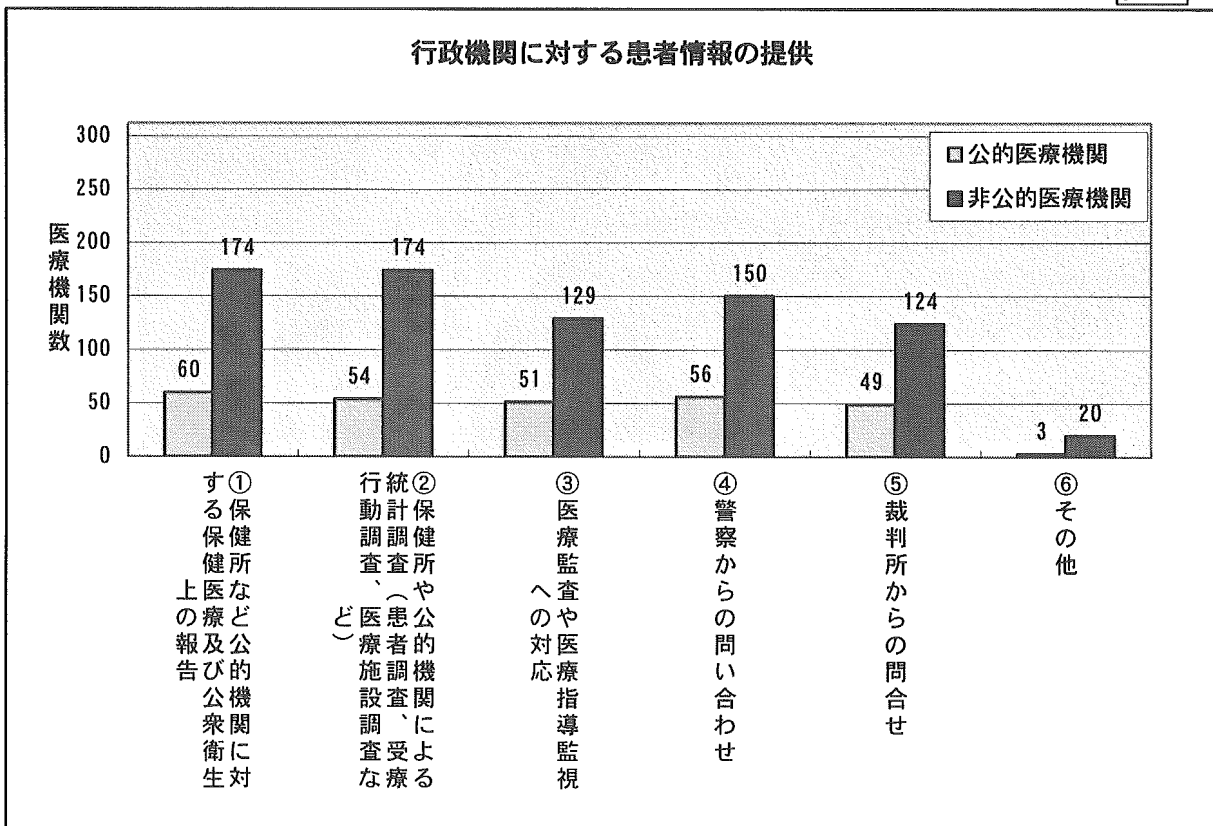
問い10-3

患者の個人情報を、行政機関に提出する場合（法令に定めるもの及び任意のものを含む）過去3年間に提出した患者の個人情報をすべて教えて下さい。

表33

①保健所など公的機関に対する保健医療及び公衆衛生上の報告	②保健所や公的機関による統計調査（患者調査、受療行動調査、医療施設調査など）	③医療監査や医療指導監視への対応	④警察からの問い合わせ	⑤裁判所からの問合せ	⑥その他	有効回答数	備考
60(79%)	54(71%)	51(67%)	56(74%)	49(64%)	3(4%)	76	公的医療機関
174(56%)	174(56%)	129(41%)	150(48%)	124(40%)	20(6%)	312	非公的医療機関
234(60%)	228(59%)	180(46%)	206(53%)	173(45%)	23(6%)	388	合計

図33



⑥その他の内容

なし
介護保険主治医意見書
皆無
該当なし
警察医なので業務上の文書
検察庁
県への癌登録
就学機関からの問合せ
生命保険会社へ
保険会社
無し
例はない
労働基準監督署

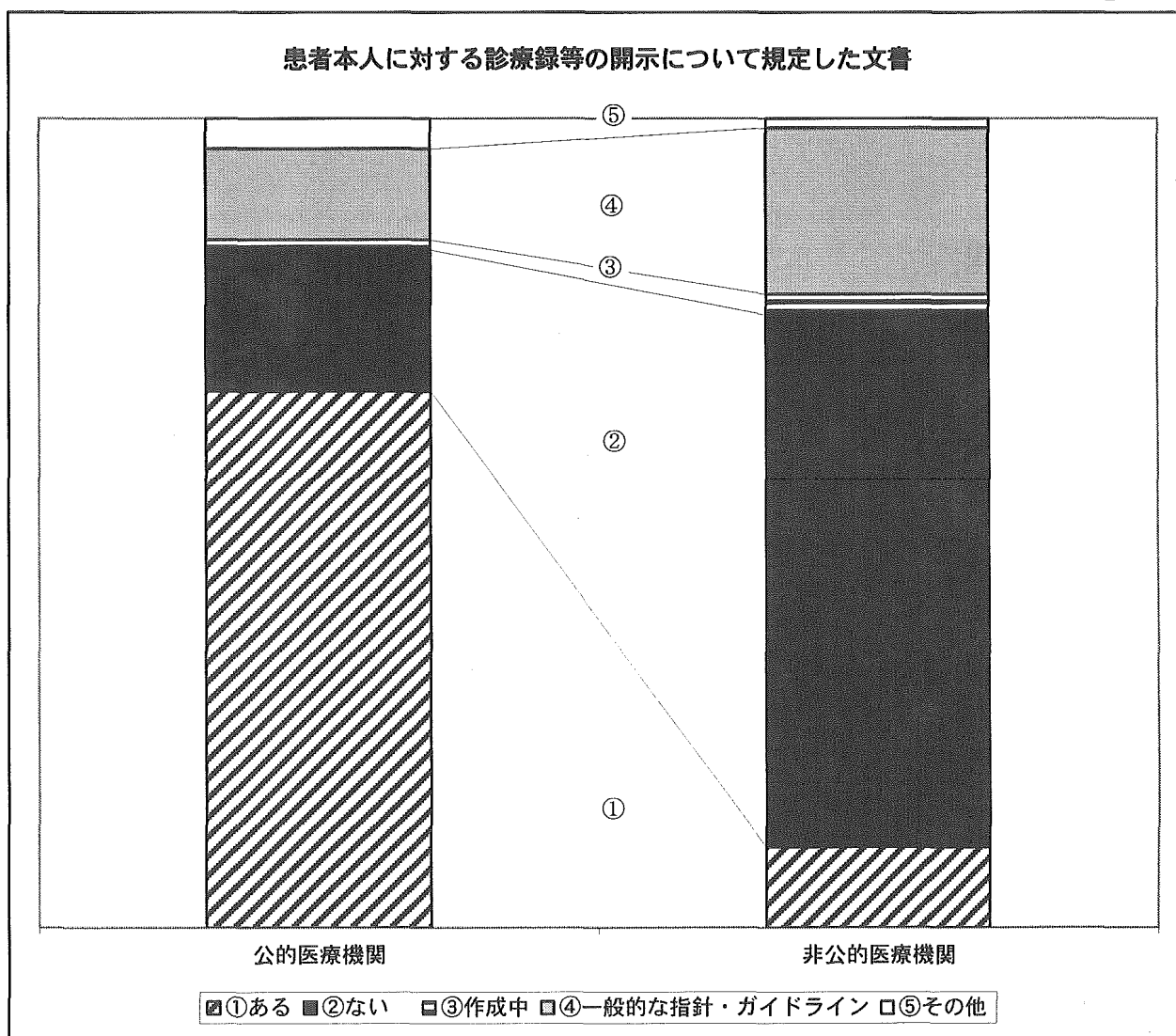
問い11-1

患者さん本人に対する診療録等の開示について規定した文書（規則、ガイドライン等）はありますか

表34

①ある	②ない	③作成中	④一般的な指針・ガイドライン	⑤その他	有効回答数	備考
53 (66%)	14 (18%)	1 (1%)	9 (11%)	3 (4%)	80	公的医療機関
43 (10%)	284 (66%)	11 (3%)	89 (21%)	5 (1%)	432	非公的医療機関
96 (19%)	298 (58%)	12 (2%)	98 (19%)	8 (2%)	512	合計

図34



⑤その他の内容
院内掲示
宮城県歯科医師会作成のがガイドライン
健診結果として全て報告
県歯科医師会が作成したガイドラインを準用している
情報公開条例に記載
泉佐野市個人情報保護条例に準拠

問い11-2-1、問い12-2-1

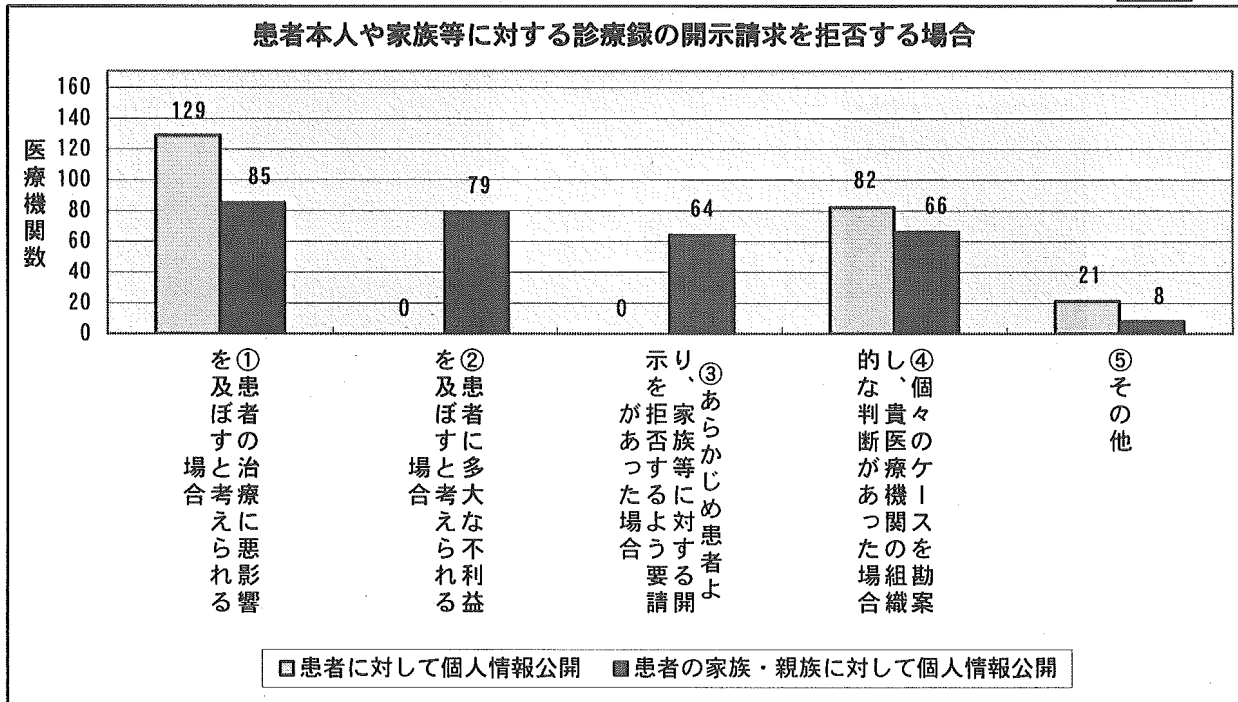
問い11-1で文書があると答えた場合、規定の内容について教えてください。

患者さんからの開示の要求を拒否するのはどのような場合ですか

表35

拒否状況	①患者の治療に悪影響を及ぼすと考えられる場合	②患者に多大な不利益を及ぼすと考えられる場合	③あらかじめ患者より、家族等に対する開示を拒否するよう要請があった場合	④個々のケースを勘案し、貴医療機関の組織的な判断があった場合	⑤その他	有効回答数
患者に対して個人情報公開	129(75%)	0(0%)	0(0%)	82(48%)	21(12%)	171
患者の家族・親族に対して個人情報公開	85(73%)	79(68%)	64(55%)	66(56%)	8(7%)	117

図35



⑤その他の内容

警察医業務関係（正規手続以外）
訴訟事例の場合
拒否せず全面開示している
県庁が作成した指針に基づき実施している
第三者の正当な利益を害すると判断する人、送る理由がある場合
現状拒否したケースはありません
第三者に関する情報が含まれている場合
当院開示規則に基づく
裁判となるケース
了解を得られない第三者から得た情報。患者を含む関係者の権利利益を損なうおそれがある場合
裁判を前提にした開示請求
第三者情報が含まれるもの
なし
コピー参照
要求されたことはないが但し要求されれば拒否しない積り
原則全て開示
県庁が作成した要領が認める範囲
患者本人の同意が得られない時
全て公開
開示請求された事がない

問い11-3

問い11-1で文書があると答えた場合、その規定の運用のための委員会等を設置していますか

表36

①ある	②ない	③検討中	④その他	有効回答数	備考
49	6	0	2	57	公的医療機関
27	56	11	2	96	非公的医療機関
76	62	11	4	153	合計

図36-1

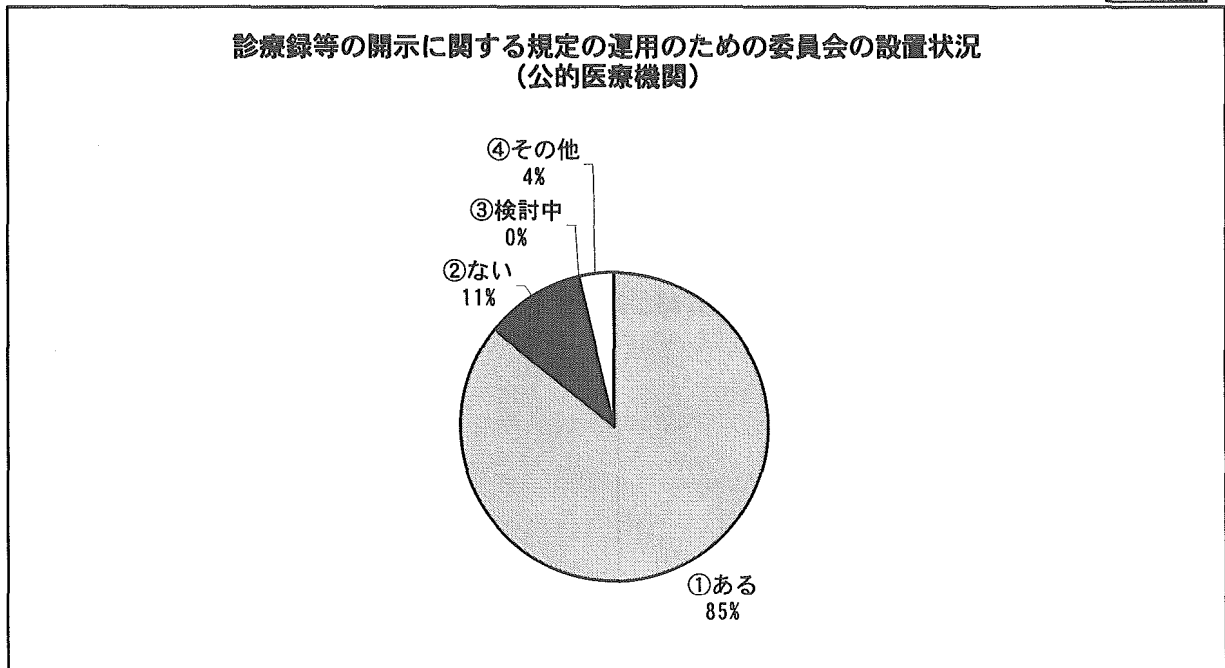
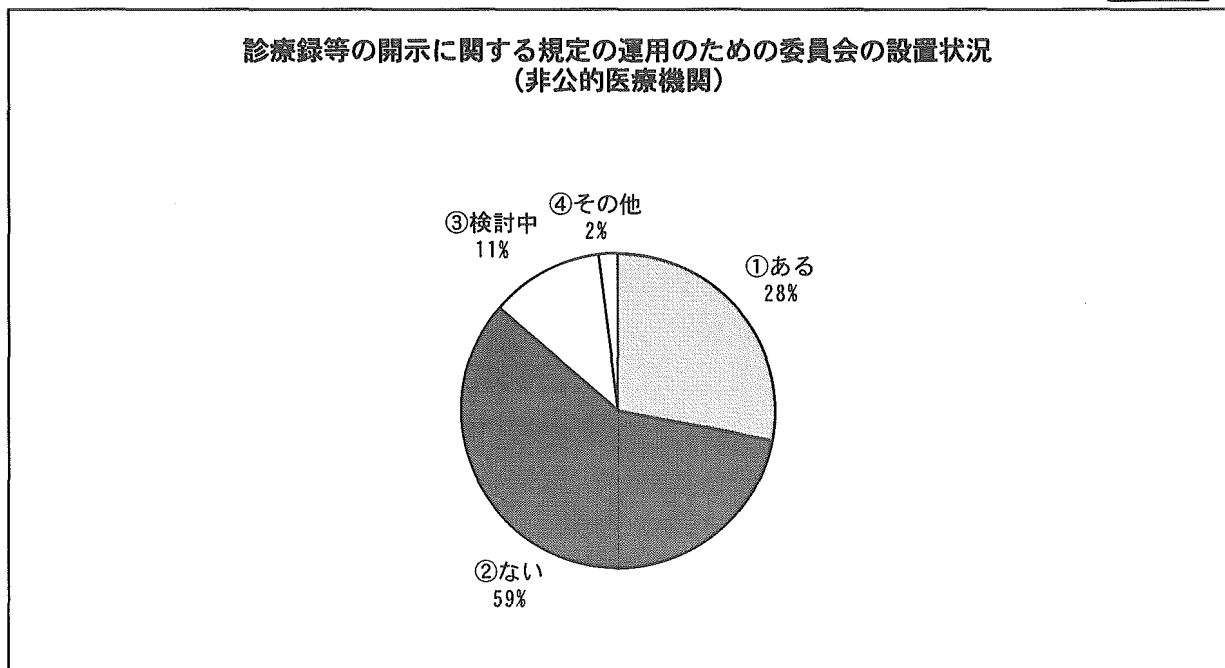


図36-2



④その他の内容

開示審査会
作成する時に設置し、作成後は解散した

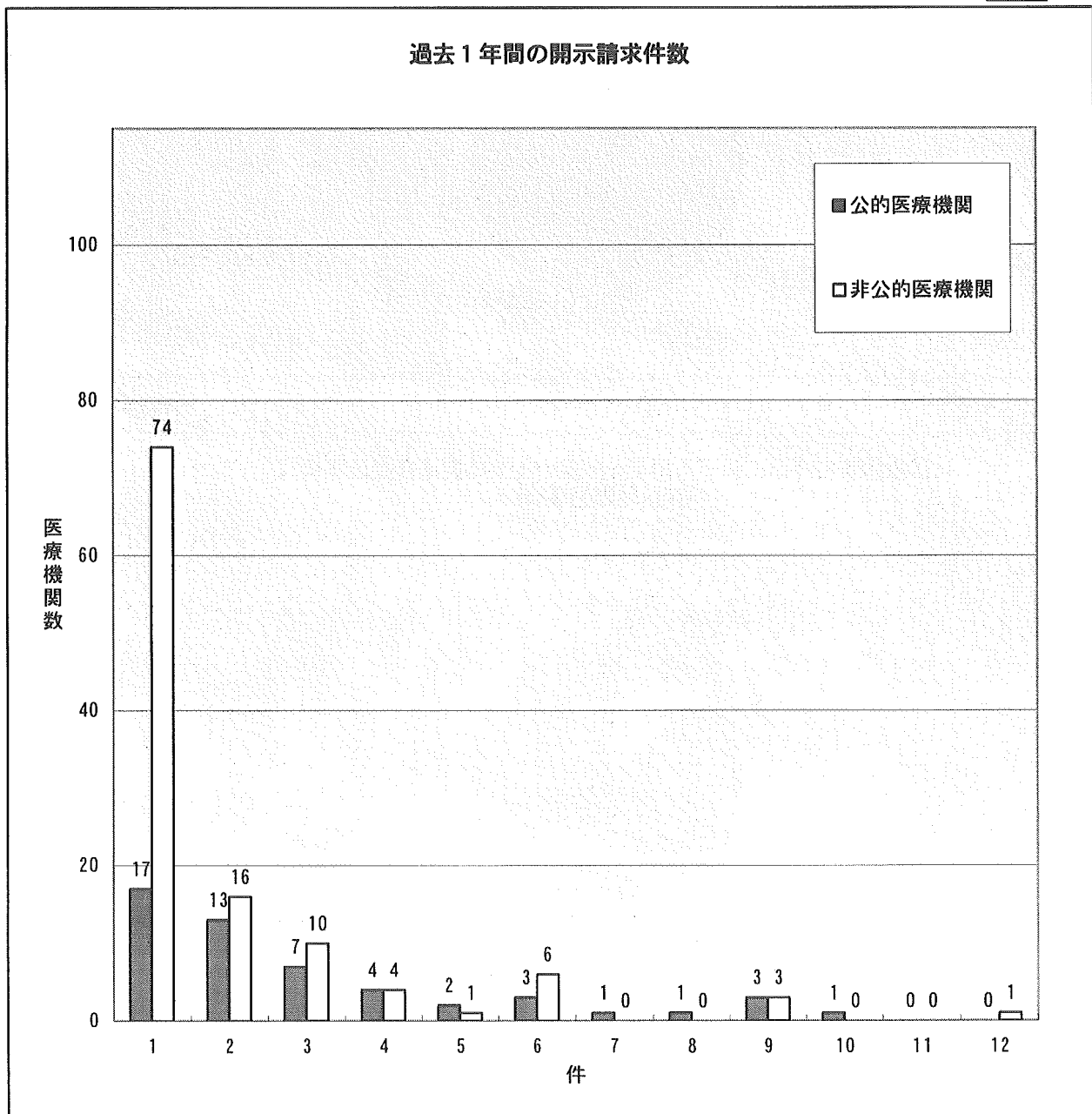
問い11-4

問い11-1でガイドラインがある場合、過去1年間において、ガイドラインの方法に従って、患者さん本人から診療情報の開示を求められたおおよその件数を教えてください。

表37

0	1	2	3	4	5	6	7	10	11	13	20	有効回答数	備考
17 (32%)	13 (25%)	7 (13%)	4 (8%)	2 (4%)	3 (6%)	1 (2%)	1 (2%)	3 (6%)	1 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	53	公的医療機関
74 (64%)	16 (14%)	10 (9%)	4 (3%)	1 (1%)	6 (5%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (3%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	115	非公的医療機関
91 (54%)	29 (17%)	17 (10%)	8 (5%)	3 (2%)	9 (5%)	1 (1%)	1 (1%)	6 (4%)	1 (1%)	0 (0%)	1 (1%)	168	合計

図37



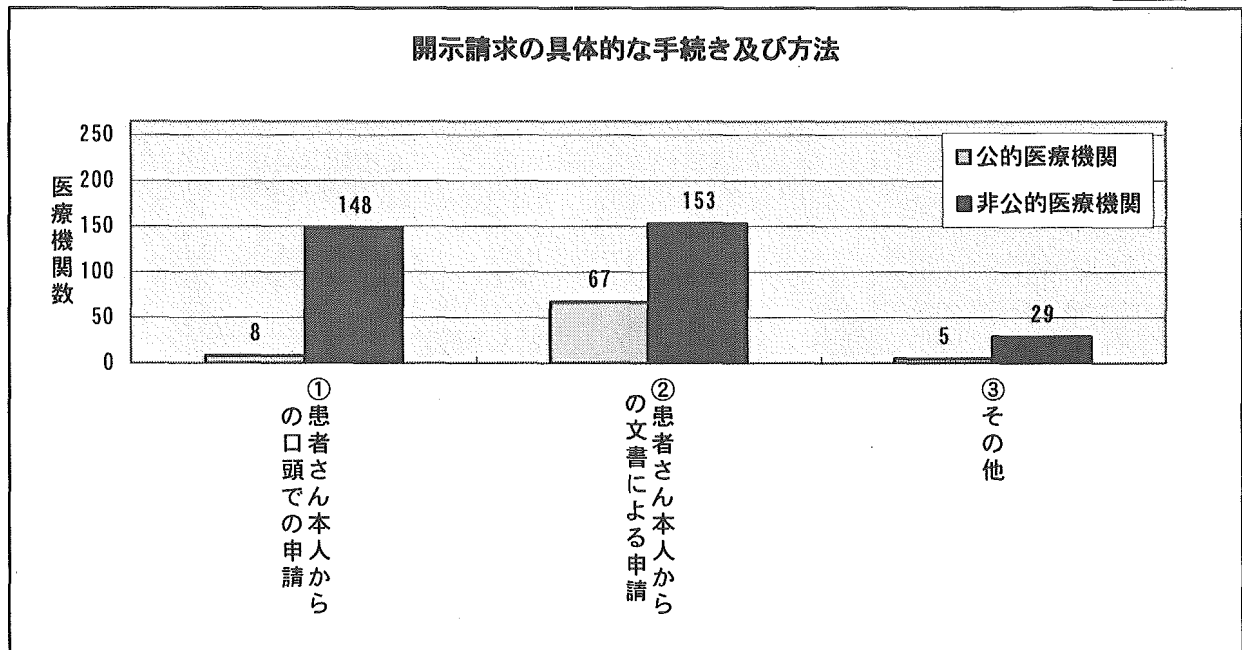
問11-5-1

開示請求の具体的な手続き及び方法について教えてください。
申請の具体的な手続き

表38

①患者さん本人からの口頭での申請	②患者さん本人からの文書による申請	③その他	有効回答数	備考
8 (11%)	67 (94%)	5 (7%)	71	公的医療機関
148 (56%)	153 (58%)	29 (11%)	265	非公的医療機関
156 (46%)	220 (65%)	34 (10%)	336	合計

図38



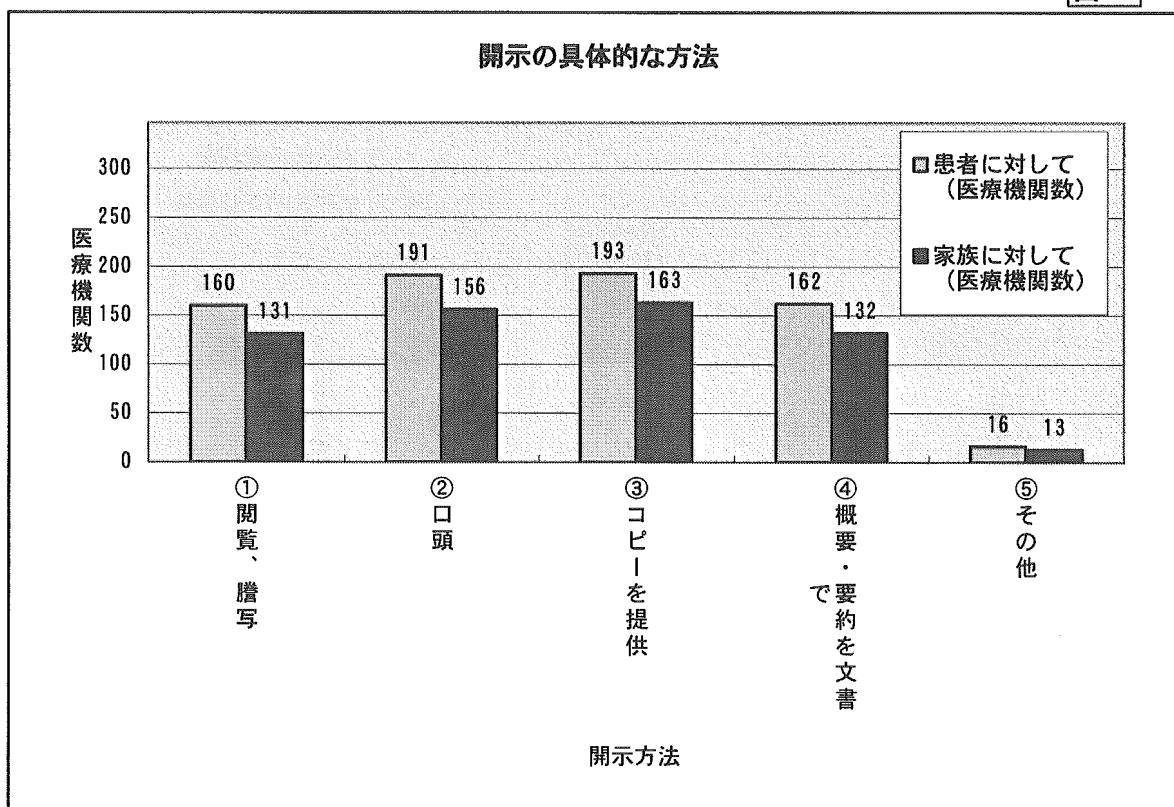
③その他の内容
遺族
本人であることを証する書類を添えて文書による請求としている
患者本人の同意書を得た配偶者、3親等以内の血族及び2親等以内の姻族からの文書による申請による
親権者、親族、法定代理人からの申請
これまで開示請求なし
患者本人の委任状を持った代理人がこの文書による申請
診察後すべての患者にカルテを開示する方法をとっている
患者さんから判断能力に疑義がある場合は保護者からの文書による申請による。患者さん本人から代理権を与えられた三親等内の親族からの文書による申請による。
患者の実弟
請求なし
小児科なので患者さんの家族（両親）の申請であれば口頭でも文書でも可
開示請求の経験がない
該当なし
当院開示規則による
決めていない
なし
経験がない
保険会社及び裁判所等より依頼（文書にて）
前例なし
企業又は本人からの申出により公開
小児科ですから本人からはない
現在まで請求がありません
開示請求例はない
不明 恐らくはまず①でしょう

問い11-5-2、12-5-2
開示の具体的な方法について

表39

方法	①閲覧、 謄写	②口頭	③コピーを 提供	④概要・要 約を文書で	⑤その他	有効回答 数
患者に対して（医療機関数）	160 (46%)	191 (55%)	193 (56%)	162 (47%)	16 (5%)	347
家族に対して（医療機関数）	131 (46%)	156 (55%)	163 (57%)	132 (46%)	13 (5%)	285

図39



⑤その他の内容	
患者に対して	家族・親族に対して
全て公開	その時の状況による
その都度医師が判断する	勘案中
まだしたことないので未定	患者本人からの委任状を持った人が文書で請求した場合については、患者本人からの請求の場合と同様上記1～4全て
勘案中	症例ごとによる
検査結果、画像を閲覧してもらったり、その概要を文書で提供する	上部組織の指示による
今までにこの様な事実がない	全て公開
症例ごとによる	適宜
上部組織の指示による	本人の同意のもと
診察後患者にカルテを渡す方法で開示	未定
相手の希望による	case by case

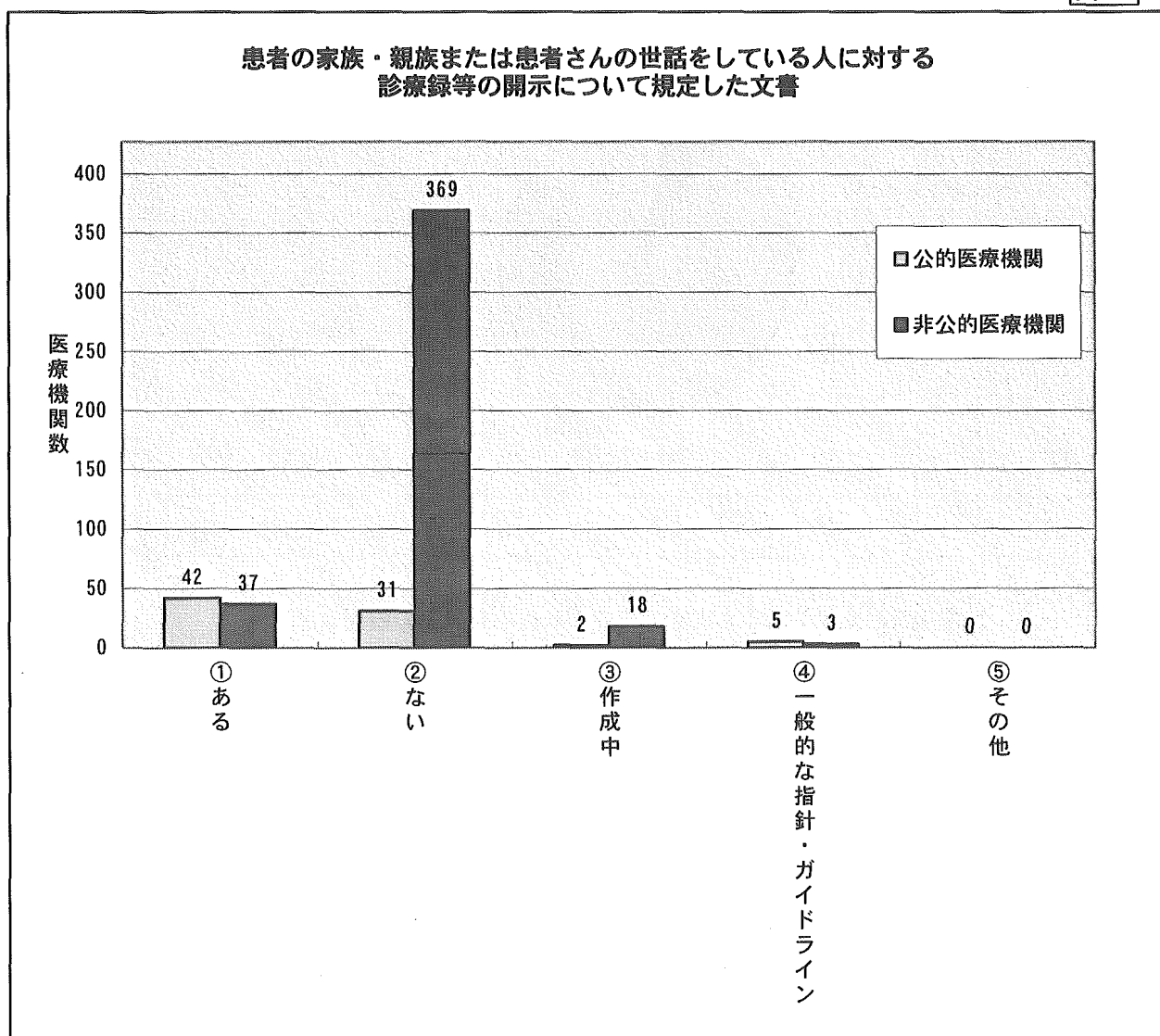
問い12-1

患者さんの家族・親族または患者さんの世話をしている人に対する診療録等の開示について規定した文書（規則、ガイドライン等）はありますか

表40

①ある	②ない	③作成中	④一般的な指針・ガイドライン	⑤その他	有効回答数	備考
42 (53%)	31 (39%)	2 (3%)	5 (6%)	0 (0%)	80	公的医療機関
37 (9%)	369 (86%)	18 (4%)	3 (1%)	0 (0%)	427	非公的医療機関
79 (16%)	400 (79%)	20 (4%)	8 (2%)	0 (0%)	507	合計

図40



⑤その他の内容

県歯科医師会が作成したガイドラインを準用している

原則、患者本人

情報公開条例に記載

泉佐野市個人情報保護条例に準拠

日精協による「指針」に従う

本人に対する規則を準用し本人以外の場合同意書をとる

問い12-3

問い12-1で文書があると答えた場合、その規定の運用のための委員会等を設置していますか

表41

①ある	②ない	③検討中	④その他	有効回答数	備考
41	2	0	1	44	公的医療機関
21	26	5	2	54	非公的医療機関

図41-1

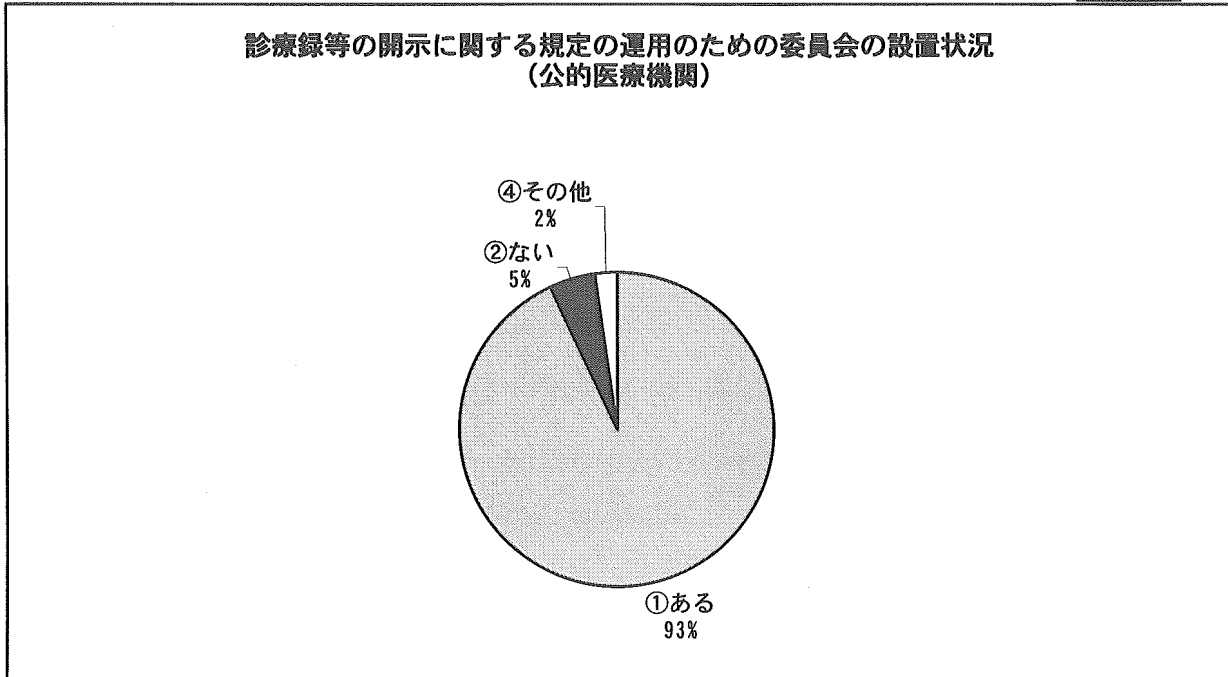
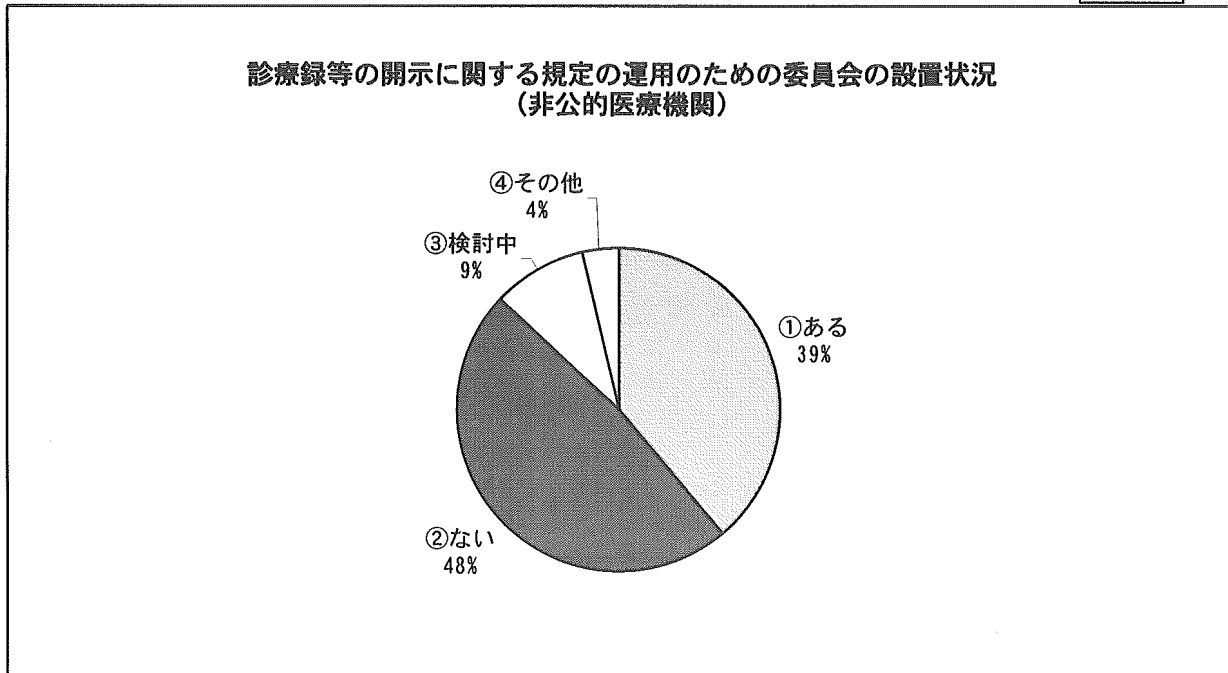


図41-2



④その他の内容

開示審査会

作成する時に設置し、作成後は解散した

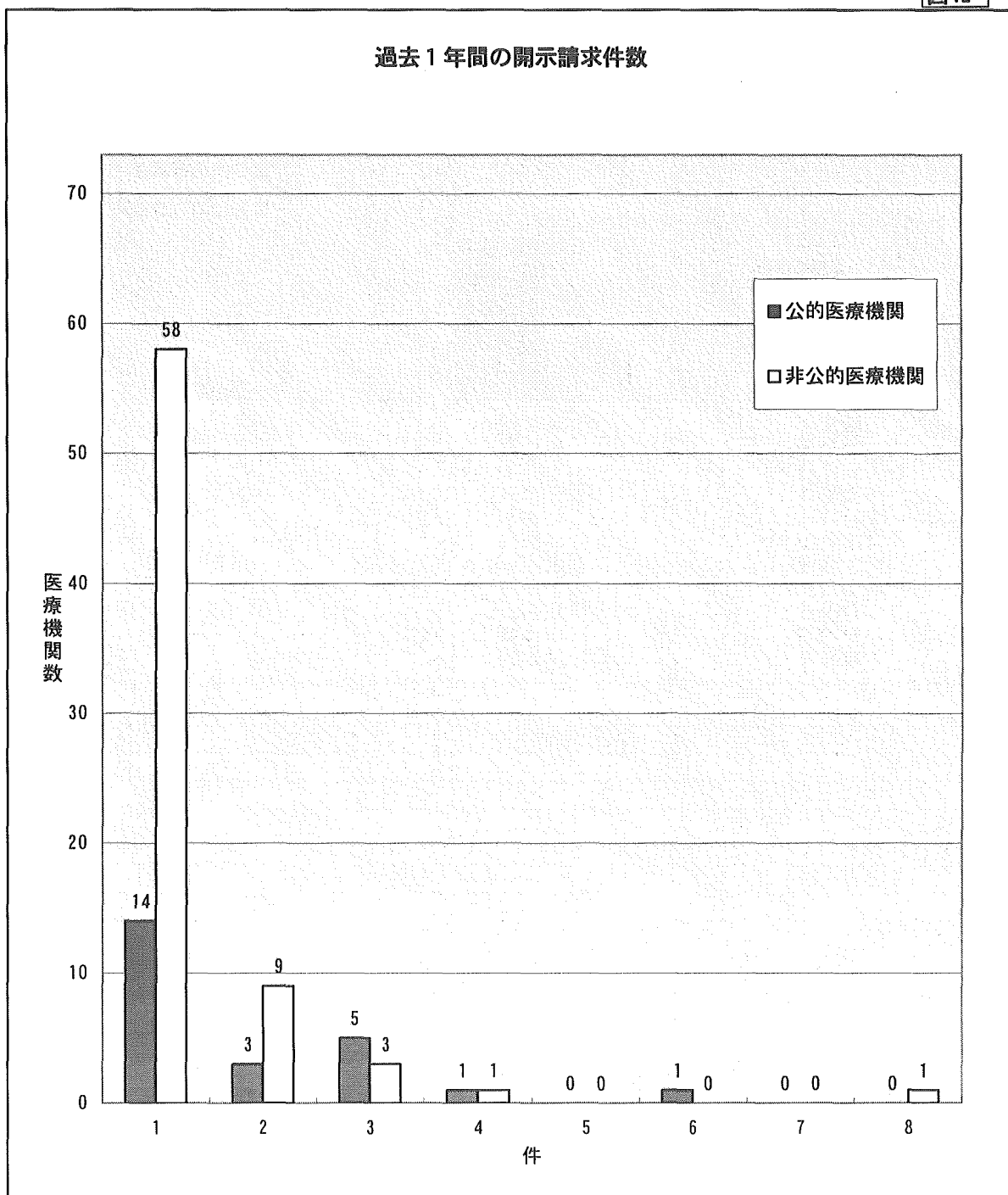
問い12-4

問い12-1でガイドラインがある場合、過去1年間において、ガイドラインの方法に従って、患者さんの家族、親族または普段患者さんの世話をしている方から診療情報の開示を求められたおおよその件数を教えてください

表42

0	1	2	3	4	5	6	7	有効回答数	備考
14(56%)	3(12%)	5(20%)	1(4%)	0(0%)	1(4%)	0(0%)	0(0%)	25	公的医療機関
58(79%)	9(12%)	3(4%)	1(1%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(1%)	73	非公的医療機関
72(73%)	12(12%)	8(8%)	2(2%)	0(0%)	1(1%)	0(0%)	1(1%)	98	合計

図42



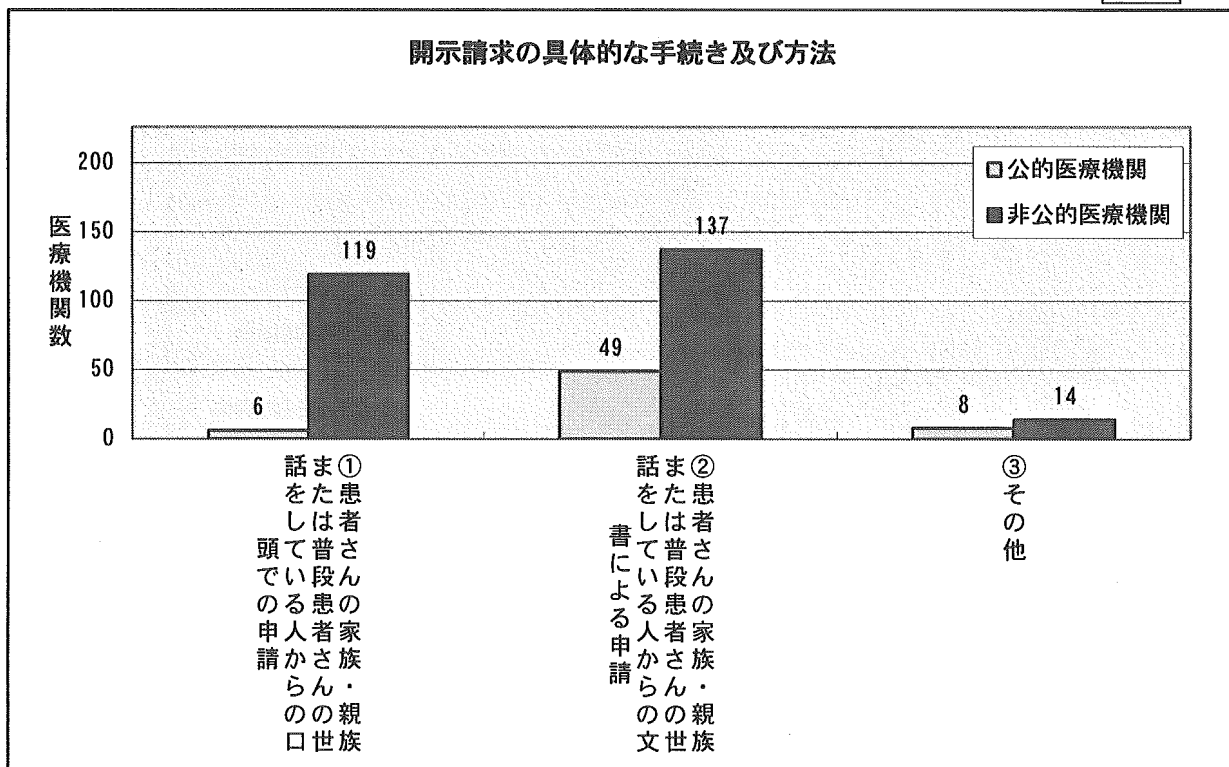
問い12-5-1

開示請求の具体的な手続き及び方法について教えてください。
申請の具体的な手続き

表43

①患者さんの家族・親族または普段患者さんの世話をしている人からの口頭での申請	②患者さんの家族・親族または普段患者さんの世話をしている人からの文書による申請	③その他	有効回答数	備考
6 (10%)	49 (83%)	8 (14%)	59	公的医療機関
119 (53%)	137 (61%)	14 (6%)	226	非公的医療機関
125 (44%)	186 (65%)	22 (8%)	285	合計

図43



③その他の内容

本人又は法定代理人
法定代理人からの文書による申請
同意書・委任状・身分証明書等の提示
県庁が定めた有資格者であることを証する書面を添えた文書による請求による
法定代理人または患者本人から委任状による代理権を与えられた親族からの文書による申請
同意書の添付
患者さんの同意書が要
企業又は本人の申出により全て公開
本人以外開示しない
病院側で考える
開示請求例なし
決めていない
未定
経験がない

問い13-1

すでに患者さんが亡くなっている場合についてお尋ねします。
過去2年間に遺族からの開示の請求がありましたか

表44

①請求はなかった	②請求があった	有効回答数	備考
59	18	77	公的医療機関
374	27	401	非公的医療機関
433	45	478	合計

図44-1

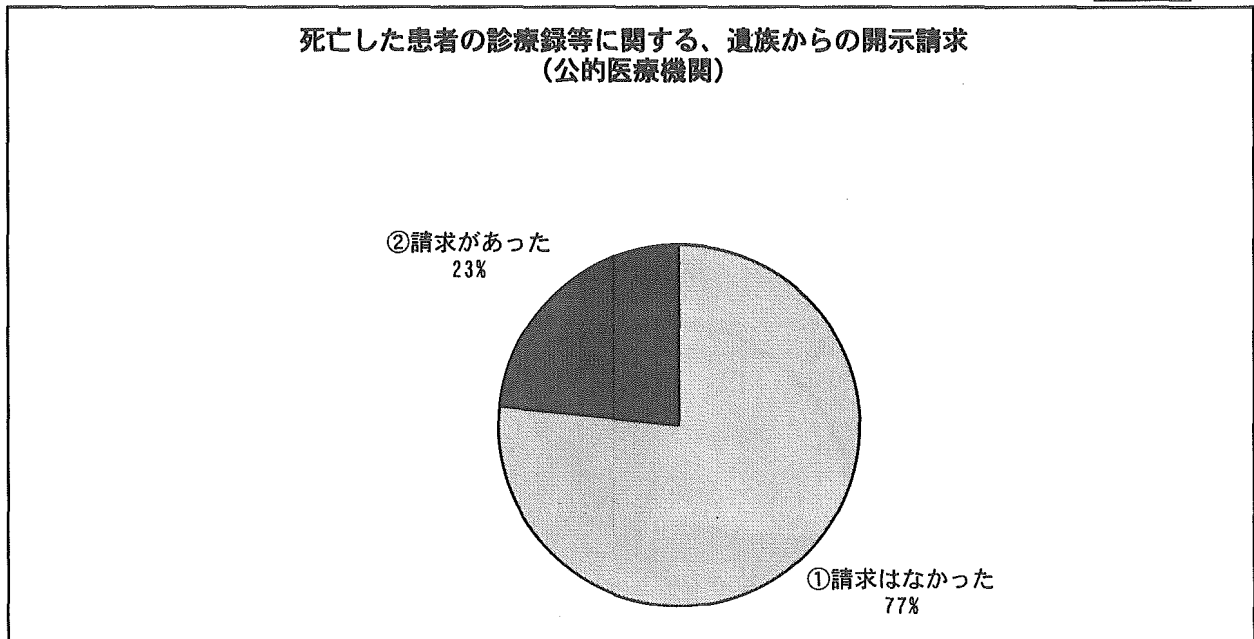
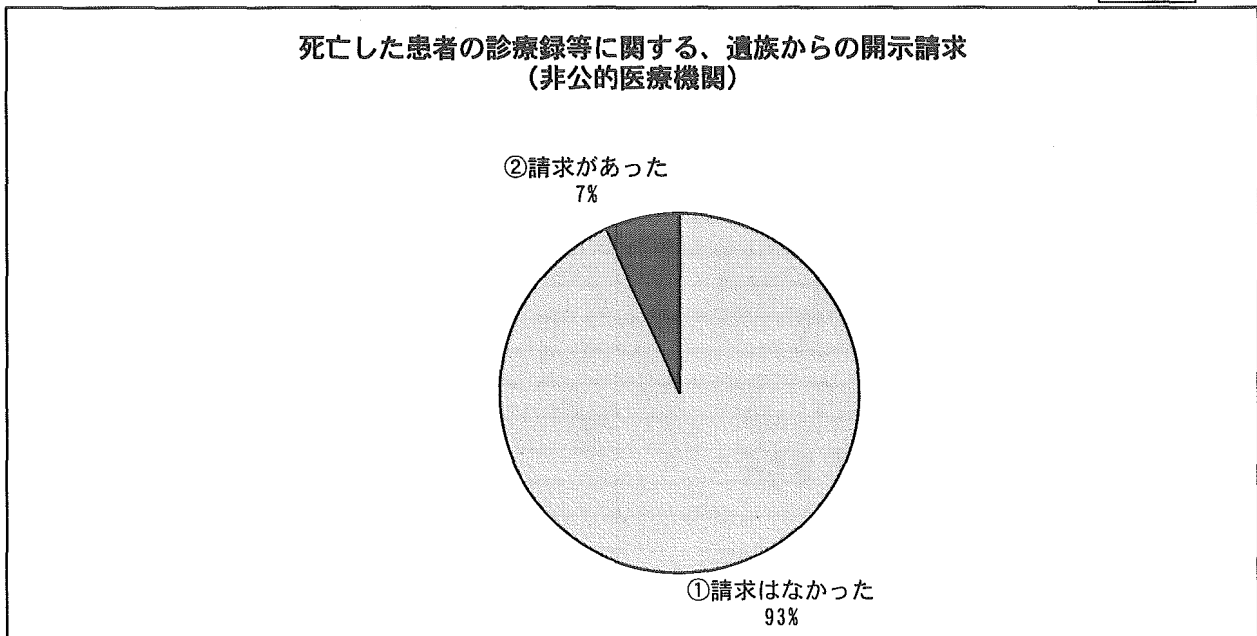


図44-2



2 開示の請求があった場合の請求件数

1件	2件	3件	5件	>100件	備考
10	3	2	1	1	公的病院
15	3	0	0	0	医療法人

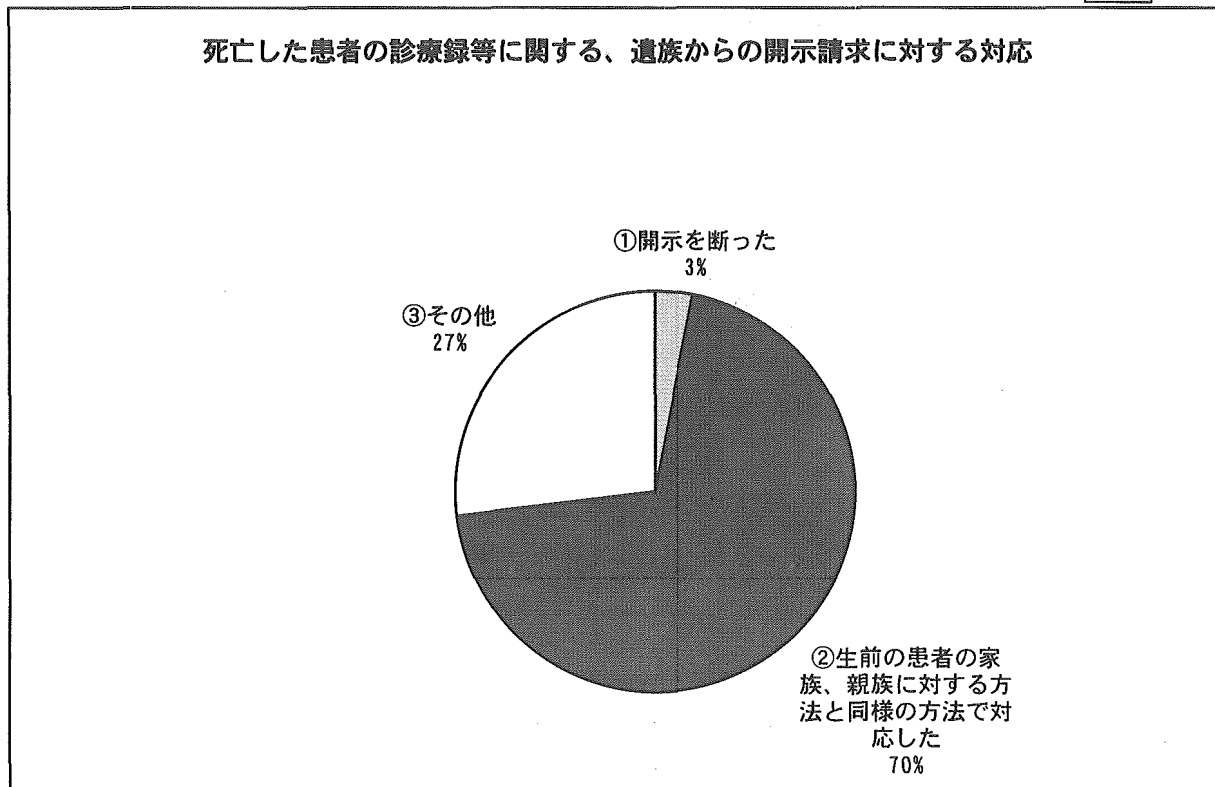
問い13-2

問い13-1で、開示の請求があった場合は、どのように対応しましたか

表45

対応方	①開示を断った	②生前の患者の家族、親族に対する方法と同様の方法で対応した	③その他	有効回答数
医療機関数	2	44	17	63

図45



③その他の内容
すべて医事紛争として対処
一例もない為分かりません
院長の判断による
院内規則どおり
開示した
開示の対象外
勘案中
県条例に基づき処理。結果は開示
戸籍謄本等で遺族確認、場合により同意書を取る
死亡日から60日以内の請求受理
状況による
身分を証明するもの、目的等を聞いたうえで開示した
同居の親子又は配偶者で本人の介護を行っていたこと等の要件を満たす遺族
文書により申請していただき適宜対応する（親族のみ）
未成年者であったので法定代理人として本人同様の方法で対応

問い14

診療録の記載内容を開示するにあたって、妥当と思われる手数料はいくらですか

表46

①診断書と同等の文書料	②医師会の基準等に 従う	③コピー実費	④コピー実費に、 開示に伴う作業の 手数料を加えた金 額	有効回 答数	備考
6	11	36	19	72	公的医療機関
89	157	39	61	346	非公的医療機関
95	168	75	80	418	合計

図46-1

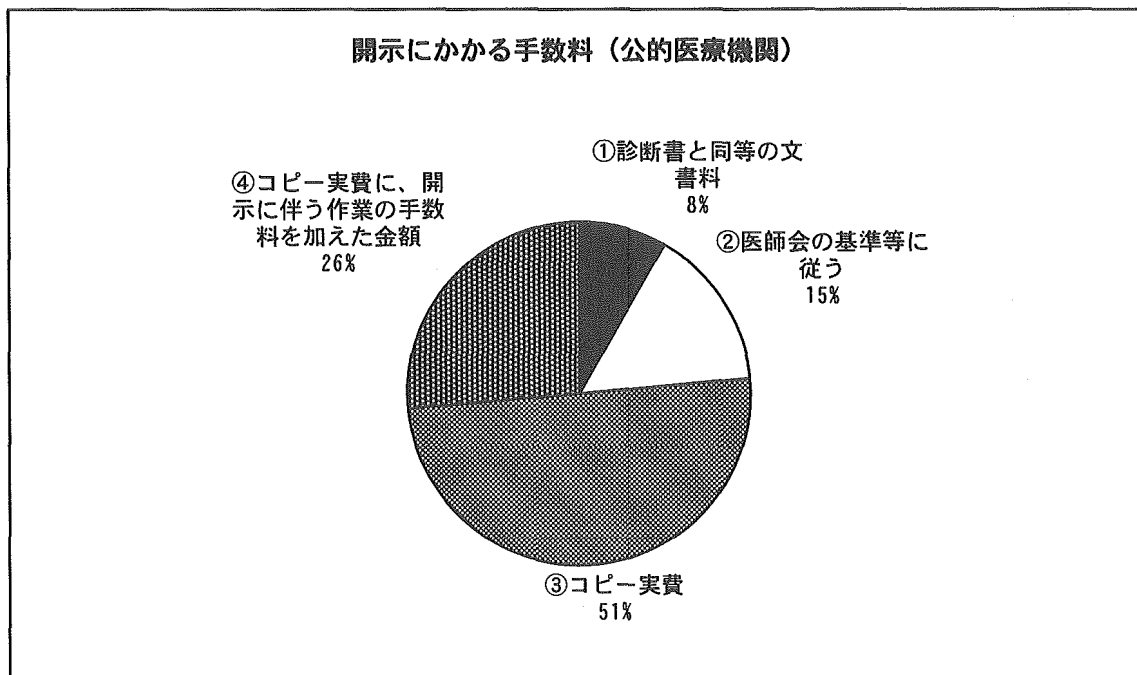
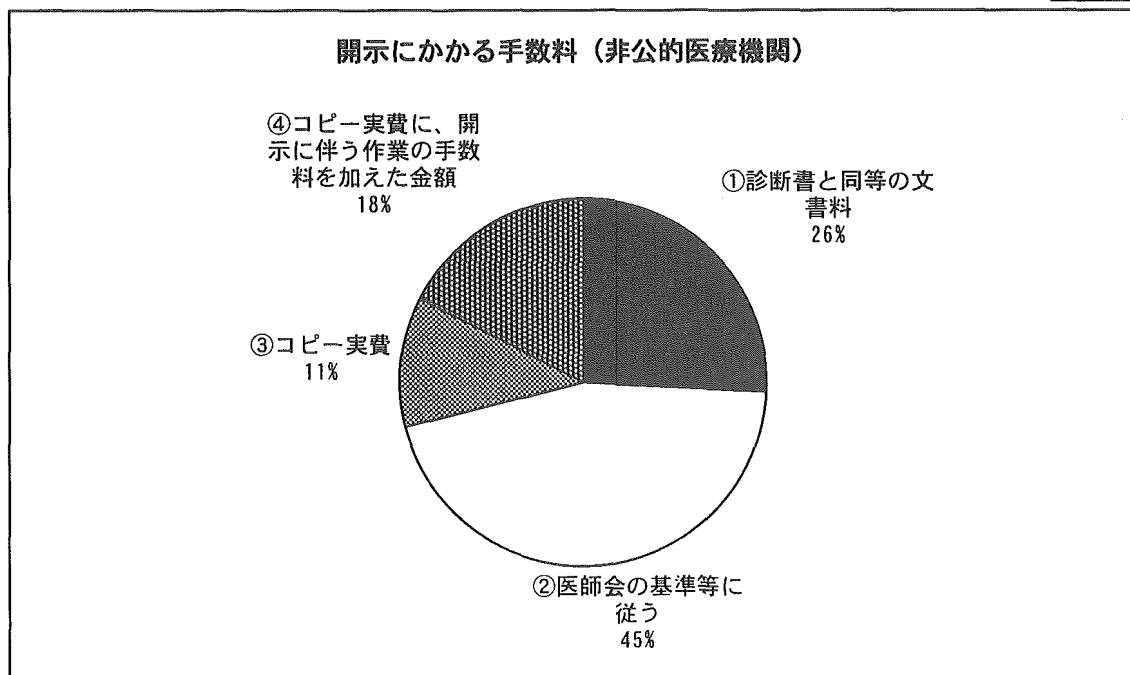


図46-2



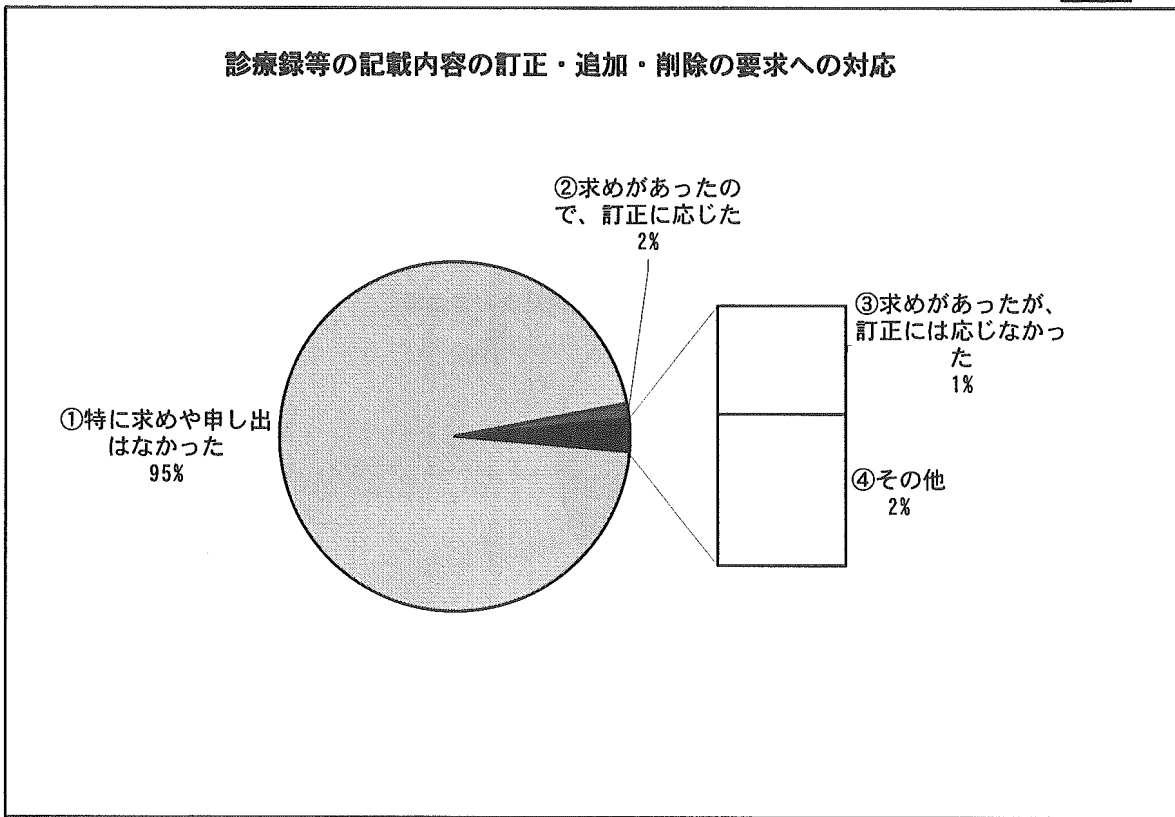
問い15-1

過去1年間に、患者さんまたは患者さんの家族から、診療録の記載内容が事実でないという理由によって、記載内容の訂正、追加または削除の求めがありましたか。あった場合、どのように対応しましたか

表47

訂正と対応	①特に求めや申し出はなかった	②求めがあったので、訂正に応じた	③求めがあったが、訂正には応じなかった	④その他	有効回答数
医療機関数	440	7	6	8	461

図47



④その他の内容
不明